

個人情報の利用目的の改定について

平成 29 年 8 月 10 日
大阪厚生信用金庫

大阪厚生信用金庫（以下「当庫」といいます。）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当庫の、個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の利用目的を、以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、**変更日は、預貯金口座付番*が開始される平成 30 年 1 月 1 日から**といたしますので申し添えます。変更（追加）点は以下をご覧ください。

○個人番号の利用目的の変更（下線部分を追加します）

- ・ 出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供事務
- ・ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ・ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務
- ・ 国外送金等取引に関する法定書類・提供事務
- ・ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ・ 預貯金口座付番に関する事務

* 平成 27 年 9 月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、預貯金口座を個人番号と紐付けることです。

以上